

お客様各位

2026年3月27日

埼玉県さいたま市南区辻 6-2-7  
浦和興産株式会社  
取締役社長 佐野誠

標準倉庫寄託約款の改正に伴う適用約款変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省による「標準倉庫寄託約款」の改正が施行される運びとなりました（2026年4月1日施行）。これに伴いまして、弊社とお取引をいただいておりますお客様との現行のご契約につきましても、**2026年4月1日**より、以下の通り改正後の約款を適用させていただきます。

何卒、諸事情をご賢察のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. **改正対象となる約款** 標準倉庫寄託約款（甲）
2. **変更の効力発生日** 2026年4月1日
3. **改正内容の確認方法**

下記、国土交通省の公式ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

4. **適用に関するご案内**

現在締結中の有効な契約すべてに対し、2026年4月1日をもって改正約款を適用いたします。2026年3月末時点での繰越在庫分についても、同年4月1日以降は改正約款の対象となります。なお、本改正は法令に基づく約款の更新であり、貴社と弊社との間で現在合意している契約の個別条件（保管料や荷役料等）自体に直接の影響を及ぼすものではございません。

本件に関しましてご不明な点がございましたら、お手数ですが下記窓口までお問い合わせください。

浦和興産株式会社 営業部 [urawakosan@urawakosan.co.jp](mailto:urawakosan@urawakosan.co.jp)

## 改正約款の適用に関する Q&A

Q1. 約款が変わることで、現在の契約条件に具体的な変化はありますか？

A1. 既に締結させていただいているご契約内容（料金体系や個別の取り決め事項）そのものについては、今回の約款改正による変更はございませんのでご安心ください。

Q2. 具体的にどのような項目が変更されたのでしょうか？

A2. 主な改正箇所は以下の通りです。

- **付帯業務に関する記載（第 4 条）**：付帯作業に伴う料金発生の根拠がより明確化されました。
- **電磁的記録の対応（第 5 条、第 10 条等）**：実務に即し、FAX や電子データによる通知・指図が正式に認められる旨が追加されました。
- **コンプライアンスの強化（第 9 条）**：反社会的勢力の排除に関する条項が新設されました。

※第 4 条に関しては、従来より検品やラベル貼り等の付帯作業については別途お見積りのうえご請求させていただいておりますので、実務上の運用に変更はございません。その他の項目についても、近年の社会情勢や実務慣行を反映した改正であり、お客様とのこれまでの運用に大きな影響を与えるものではございません。

Q3. 今回の改正によって、利用料金が自動的に値上げされることはありますか？

A3. いいえ、自動的に料金が上がることはありません。今回の改正の主旨は「どのような作業が料金発生の対象になり得るか」という透明性を高めることにあります。現在のご契約条件は引き続き有効ですが、将来的な契約更新や条件変更をご相談させていただく際には、この改正約款の基準に基づいたお話し合いをさせていただく形となります。